



発行人：麻生 泰
編集人：山下 陽子
山口千津
編集：平山企画舎



Japan Animal Welfare Society

発行 / 社団法人日本動物福祉協会 〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-1-8 中村屋ビル内
TEL (03) 5740-8856 FAX (03) 5496-0930 ホームページ <http://www.jaws.or.jp>

JAWS レポート第 50 号主な内容

動物愛護法5年後の見直し	1-2
動物との共生を考える連絡会	
シンポジウム	2-3
JAWS オリジナルグッズ	4
海外情報	4-5
作文コンテスト募集	4
JAWS オリジナル動物カレンダー案内	5
栃木支部だより	6
17年度動物愛護週間中央行事の案内	6
視察レポート	7
ブック案内	7
ジョーズジュニアコーナー	8

■事務局だより (別紙)
○ご寄付者
○大募集予告案内
○総会報告

平成15年度動物愛護週間中央行事において、動物愛護管理法制定30周年記念シンポジウムが開催され、東京大学大学院農学生命科学研究科 林良博教授による、「ヒトと動物の共生に向けて」と題した基調講演とパネルディスカッションが行われました。



動物愛護管理法の改正の集い



動物愛護管理法5年後の改正

平成17年6月15日、皆様の多大なるご支援・ご協力のもとに、「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)が5年後の改正を迎えました。改正された法律では、動物取扱業者が、届出制から登録制になり、実験動物の福祉の向上を図るために、「3Rの原則」が明記されることとなりました。もちろん、これがゴールではなく、まだまだ進んで行かねばなりません。数多くの署名を初め、様々な形でのご支援・ご協力誠にありがとうございました。

法改正までの歩み

平成12年10月、法改正の主旨の普及推進と共に、人と動物のあるべき姿の実現を目指し、更なる法整備を求めて「動物との共生を考える連絡会」(連絡会)が設立され、当協会も幹事団体として、共に活動して行くこととなりました。平成13年4月25日、馬2頭を餓死、2頭を衰弱させた牧場経営者を、動物愛護管理法27条第2項

違反(衰弱させる等の虐待)の疑いで告発。平成15年3月13日、罰金15万円の判決が言い渡されました。この判決により、衰弱させることは明確に虐待と認定されたこととなります。さらに、「不衛生な場所で飼育し、不健康な状態に陥らせる」ことも虐待と認められ、虐待の定義の幅が広がったことは、動物愛護管理法を考える上で大きな成果といえるでしょう。平成14年、連絡会は、動物愛護管理法 5年後の見直しのための検討事項案」を作成し、見直しに向けての活動を始めました。

平成16年7月24日には、自民党衆議院議員・環境部会長 河野太郎氏、自民党衆議院議員・動物愛護に関する小委員会委員長 北村直人氏、民主党衆議院議員 城島正光氏の、3名の国会議員の方々をお迎えし、動物愛護管理法を考えるシンポジウムを開催しました。また、平成16年12月7日には、「諸外国に学ぶ日本の動物愛護の展望」動物を扱う人々の責任とは」と題し、法改正に向けて、実験動物の福祉・動物取扱業にポイントを絞ったシンポジウムを開催しました。

環境省が、動物の愛護管理のあり方検討会を立ち上げ、当協会の山口調査員も検討委員として参加いたしました。

平成17年6月22日の「改正動物愛護管理法」公布、「動物愛護管理法の改正の集い」が、動物実験関係者、ペット業界関係者及び連絡会の主催により開かれ、法改正に多大なご尽力をいただきました国会議員の方々、関係各省、各団体等多数の方々から心のごもったお言葉をいただきました。



北村直人氏
自民党動物愛護小委員会委員長

改正の重点を以下の項目に置いた。
①動物取扱業の適正化のための登録制の導入。悪質な業者に対しては、登録・更新の拒否や取り消し、あるいは業務停止などもある。登録標の掲示・動物取扱責任者の選任と研修が義務づけられる。これらには、インターネット販売等の施設を持たない業者、動物の触れ合い施設なども含まれる。②特定動物の全国一律の規制及び、個体識別措置の義務化。③動物を科学上の利用に供する場合の配慮。現行法にある「苦痛の軽減」に加え、「できるだけ動物に代わりうるものを利用すること」及び「利用する動物の数を少なくすること」を加えた。また、愛護動物への虐待について、罰金を30万円から50万円に引き上げた。